

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規程は、法政大学（以下「大学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障するとともに、学術研究成果の社会的貢献及び学術研究の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
  - a 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
  - b 実用新案法（同第123号）第2条第1項に規定する考案
  - c 意匠法（同第125号）第2条第1項に規定する創作
  - d 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する半導体集積回路の回路配置
  - e 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
  - f 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10の2号に規定するプログラム著作物及び同法第2条第1項第10の3号に規定するデータベース著作物
- (2)「職務発明等」とは、教職員等が、その職務に関連してなした発明等をいい、教職員等が所属し、又は所属した機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該発明等をなすに至った行為が当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - a 特許を受ける権利又は特許権
  - b 実用新案登録を受ける権利又は実用新案権
  - c 意匠登録を受ける権利又は意匠権
  - d 半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は半導体集積回路の回路配置利用権
  - e 種苗法に規程する品種登録を受ける権利又は育成者権
  - f プログラム著作物及びデータベース著作物に係る著作権
- (4)「教職員等」とは次に掲げるものをいう。
  - a 専任教職員
  - b 本学の兼任教員等で、職務発明等の取扱いについての契約を交わしている者
  - c 本学の大学院生、学部生で、職務発明等の取扱いについての契約を交わしている者
  - d その他、任用にあたって職務発明等の取扱いについての契約を交わしている者

(権利の帰属)

**第3条** 大学は、職務発明等にあつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「承継できる職務発明等」という。）について、日本国内又は海外における知的財産権の全部又は一部を承継し、大学の帰属とする

ことができる。

- (1) 特定の研究課題の下に、大学から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等
- (2) 特定の研究課題の下に、大学により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明等
- (3) 公的機関及び企業からの研究資金を得て行う研究のうち、研究契約に、帰属が大学にあるものと定められた発明等

## 第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

**第4条** 前条各号に該当する発明等をなした教職員等（以下「発明者」という。）は、別途定める発明届に次に掲げるものを記載・添付し、速やかに所属機関長を経由して総長に届出るものとする。

- (1) 発明等の内容を詳細に記載した書類
  - (2) 発明等をするに至った経緯を詳細に記載した書類
  - (3) 発明等の出願（登録を含む。）（以下「出願等」という。）の緊急性及び海外出願の必要性を記載した書類
  - (4) 複数の発明者（教職員等以外の共同研究者を含む。）によりなされた発明（以下「共同発明」という。）である場合には、当該共同発明の権利の持分割合及びその根拠を記載した書類
- 2 教職員等が前条の各号の環境下において得た成果を学術論文や学術会議で発表した後に、当該成果の全部又は一部を職務発明等として大学に届出る場合は、特許法第30条第1項に定める「新規性喪失の例外の措置期間内」に届出を行うこととともに、発明届にはその旨（学術団体名、発表日及びそれを証明する書類。）を記載・添付しなければならない。
- 3 発明者に複数の教職員等が含まれる場合には、第1項各号の書類は当該代表者（原則、発明の中心的役割を果たした者。）が届出るものとする。
- 4 発明者は、当該発明等が、大学に帰属する職務発明等に該当しない、又は発明等の権利を国内外において承継しないと総長が決定した後でなければ、発明等を日本国内外において出願し、また第三者を知的財産権の承継人としてはならない。ただし、特許出願優先権主張等の出願期間の制約等から、緊急に出願を必要とする場合はこの限りではない。
- 5 前項の規定により発明者が緊急出願を行ったときは、第1項に規定する発明届に出願等に関する書類を添付して、所属機関長を経由して総長に提出しなければならない。

(帰属の決定)

**第5条** 総長は、前条第1項の規定による届出があったときは、第10条に規定する発明等審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その答申に基づき職務発明等の該当及び大学への帰属の可否を速やかに決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特許出願等に緊急性があるとき、又は発明等審査委員会が開催できず当該職務発明等の帰属の決定が遅れるときには、発明等審査委員会に代わって研究開発センター担当理事が総長に答申することができる。この場合、研究開発センター担当理事は事後に発明等審査委員会の承認を得るものとし、承認が得られない場合は当該決定を直ちに取消すものとする。
- 3 総長は、前2項の規定によって、当該発明等に関する決定をしたときは、当該発明者及び所属機関長に速やかに通知するものとする。

- 4 大学に帰属しないと決定された発明等については、発明者は自己又は第三者の費用と名義で当該発明等を権利化し、また第三者に譲渡することができる。

(譲渡書の提出)

**第6条** 教職員等からの届出による発明等について、大学が職務発明等に該当すると決定し、かつ当該職務発明等の権利を承継すると決定したときは、発明者は、別途定める権利譲渡書を、所属機関長を経由して総長に提出しなければならない。

- 2 前項において、教職員等が共同で発明等を行った場合、権利譲渡書は発明者全員の連名とし、発明代表者の所属機関長を経由して総長に提出するものとする。
- 3 教職員等が国内外の大学、研究機関又は企業と共同で発明等を行い、本学以外の共同研究機関等において当該発明等の出願等が行われる場合、出願等を行う旨を、別に定める文書にて所属機関長を経由し総長に提出するとともに、当該共同研究に関する契約書の記載に基づく教職員等の自己の持分について、権利譲渡書によりその権利を大学に譲渡するものとする。

(異議の申立)

**第7条** 発明者は、第5条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から1ヶ月以内に文書により所属機関長を経由して総長に対し異議の申立ができる。

- 2 総長は、前項の異議申立書を受けたときは、速やかに発明等審査委員会の議を経て、再度当該発明等が承継すべき職務発明等に該当するかの可否を決定する。
- 3 総長は、前項の決定を当該発明者及び所属機関長に通知する。
- 4 発明者は、第1項の異議申立の結果、大学が当該発明等の権利を承継すると決定した場合は、前条に規定する権利譲渡書を大学に提出する。
- 5 異議の申立を行った発明者は、第2項の決定に対して再度の異議申立はできない。

(任意譲渡)

**第8条** 大学が職務発明等に該当しないと決定した発明等について、発明者から当該発明を大学に譲渡する申し出があったときは、総長は、発明等審査委員会の議を経て、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

- 2 総長は前項の決定を行ったときは、速やかに所属機関長を経由して発明者に通知するものとする。

(権利化)

**第9条** 大学は、前3条の規定により大学が発明等の権利を承継すると決定したときは、速やかに所定の出願等を行うものとする。

- 2 発明者は、出願等及び権利取得に関し、出願書類等の作成及び審査、審判、再審、出願後の訴訟等の対応が必要となった場合、当該発明等に関わる大学の権利の主張に協力しなければならない。

### 第3章 発明等審査委員会

(発明等審査委員会の設置)

**第10条** 大学は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の職務)

**第11条** 委員会は、次の事項を審議し、その結果を総長に答申する。

- (1) 第4条第1項に規定する届出による発明等が、職務発明等に該当するかの可否の審査
- (2) 知的財産権の帰属に関する事項
- (3) 職務発明等の技術的評価及び特許等の出願要件に関する事項
- (4) 知的財産権の審査、審判、再審又は訴訟に関する事項
- (5) 知的財産権の独占実施権・専用実施権等の実施権設定、ライセンス許諾、譲渡に関する事項
- (6) 知的財産権の維持・管理・返還に関する事項
- (7) その他リエゾンオフィス長が必要と認める事項

(委員会の構成)

**第12条** 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 研究開発センター担当理事
  - (2) 委員会の委員長が指名する者 若干名
  - (3) リエゾンオフィス長
- 2 委員会の委員長は、前項第1号に規定する委員をもってあてる。
- 3 第1項第2号の委員は、学内者又は学外者から委員長の指名に基づき大学が委嘱する。
- 4 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第4章 知的財産権の実施

(出願手続及び維持費用負担)

**第13条** 大学は、第5条の規定に基づき、知的財産権を大学が承継するものと決定した場合、出願手続及び維持費用負担先は次のとおりとする。

帰属先	職務発明等	受託研究・共同研究等（企業関連）
	大学	共同研究契約書等の定めによる
出願手続、維持費用負担先	大学	

(発明者への補償)

**第14条** 大学は、次に掲げる場合には、当該発明者に対し、別途定める対価を補償するものとする。

- (1) 大学が譲渡を受けた知的財産権を出願した場合。
- (2) 大学が出願した知的財産権が登録により法令に規定された権利を得た場合。
- (3) 大学が知的財産権を譲渡、又は実施権を許諾することにより大学が適正な利益を受けた場合。
- (4) 他大学又は企業との共同発明に基づき、大学の利益持分の適正な利益を受けた場合。

2 教職員等は、前項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から1ヶ月以内に文書により所属機関長を経由して総長に対し異議の申立ができる。

#### 第5章 大学とTLO等技術移転機関

(知的財産権の管理移転)

**第15条** 大学は、第5条及び第6条を経て決定した知的財産権の手続き（出願・登録、審査請求処理、管理、ライセンス契約、使用料の回収等の事務処理）、運用及び活用を、TLO等技術移転機関（以下「TLO等」という。）に委託することができる。

2 大学は知的財産権を、当該発明者の承諾を経て、TLO等に移転（権利の帰属）することができる。

## 第6章 知的財産権の運用と返還

(知的財産権の運用)

**第16条** 大学は、知的財産権の維持、管理とともに、TLO等を活用して知的財産権の運用及び活用を積極的に進めなければならない。また、発明者は、これらに関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

2 大学は、承継した知的財産権について企業等とライセンス契約を締結する場合には、当該発明者の意向を尊重するとともに、発明者はライセンス契約に伴う技術移転のための教育・指導等に協力するものとする。

(知的財産権の返還)

**第17条** 総長は、大学が承継した知的財産権について、委員会の議を経て、当該発明者へ返還することができる。この場合、総長は当該発明者に文書をもって通知し、知的財産権を当該発明者に返還するものとする。返還された知的財産権について、大学は何らの義務及び権利を有しないものとする。

2 発明者は、大学に譲渡した知的財産権の運用及び活用が正当に行われていないと判断した場合等において、知的財産権の返還を申し出ることができる。この場合、発明者は別途定める返還要求書を、所属機関長を経由して総長に提出するものとする。総長は、前項の規定に基づき、返還の可否の決定及び返還を行う。

3 前項により、知的財産権を返還する場合、大学は、当該発明者より特許関連費用（当該知的財産権の出願・審査・特許料等にかかった全ての費用、及び出願日から返還日までに要した管理費及び運用費）を請求することができる。ただし、委員会において請求不要と認定された場合はこの限りではない。

## 第7章 雑則

(守秘義務)

**第18条** 大学と発明者は、当該発明等の内容及び当該知的財産権の実施許諾又は譲渡に関する情報について、当該発明等にかかる出願が公開されるまでの期間は、守秘義務を負うものとする。ただし、大学と発明者が合意の上公表する場合及び大学と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

2 大学は、TLO等に知的財産権の運用及び活用を委託し、又は権利の移転を行う場合は、前項で規定する守秘義務をTLO等にも担保させなければならない。

3 前2項の規定は発明者が大学を退職、雇用契約期間の終了、卒業、又は退学（以下「退職等」という。）した後も、適用されるものとする。

(退職等後の取扱い)

**第19条** 教職員等が在職中に第3条各号の規定の下に得た成果を、退職等後に発明等として出願又は登録する場合は、退職等後も本規程に従うものとする。

2 在職中に大学が承継した知的財産権を成した教職員等には，退職等後も第13条から第18条までの規定が適用されるものとする。

(事務局)

**第20条** 本規程に定める事務は，リエゾンオフィスが行う。

(規程の改廃)

**第21条** この規程の改廃は，リエゾンオフィス運営委員会の議を経て総長が決定する。

付 則

この規程は，2008年4月1日から施行する。